

THANKS（サンクス）運動基金助成事業実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 THANKS（サンクス）運動基金設置規程」第5条に基づき、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する THANKS（サンクス）運動基金（以下「基金」という）を活用した助成事業に関し必要な事項を定める。

（助成の対象となる活動）

第2条 助成の対象は、社会的孤立の防止・解消に向けた次に掲げる活動にかかる活動費・運営費とする。

- （1）制度の狭間におかれた地域生活課題の解決に向けた住民主体の支え合い活動
- （2）地域における課題に対し関係機関が連携して対応する活動
- （3）地域の法人・福祉施設等と連携した地域課題に対応するための取り組み
- （4）複数の市町村域の団体（社協等）が連携し、広域をエリアとして地域の福祉課題に対応する取り組み
- （5）その他 本会会長が必要と認める取り組み

（助成の対象とならない活動等）

第3条 次に掲げる活動は助成の対象としない。

- （1）従来から継続している活動のうち新たな付加的・開拓的要素を含まないもの
- （2）活動費の全てを県・市町村、他団体からの補助金・受託金・助成金で運営されている活動

（助成の対象となる団体）

第4条 助成金の交付対象は、営利を目的としない団体で次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- （1）沖縄県内に活動の拠点があること
- （2）福祉活動を行う民間の自主的な団体であること（社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）
- （3）特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりがある団体でないこと

（助成金額等）

第5条 助成金は、各年度1団体につき50万円を上限とする。

- 2 各年度の助成団体数は、当該年度の基金の残高等を踏まえ、本会会長が決定する。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、本会会長が定める「募集要領」に基づき申請書及び関係書類を、本会会長に提出する。

(交付の決定)

第7条 本会会長は、申請書及び関係書類を審査し、助成金の交付を決定したときには、「交付決定通知書」を申請団体に交付するものとし、それ以外の場合は、助成金不交付の旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 本会会長は、前条の交付決定後、申請者からの請求書を受理してから30日以内に助成金を交付する。

(助成金の使用制限)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の交付対象となった活動以外に助成金を支出してはならない。

(助成金の返還)

第10条 本会会長は、助成金の交付を受けた団体が、次のいずれかの理由に該当する場合は、同団体に対し助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の交付の対象となった事業以外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請又は報告をしたとき
- (3) 事業変更又は廃止により助成金が不要になったとき

(実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度の3月20日または事業の完了後30日以内いずれか早い日までに、実績報告書及び関係書類を本会会長に提出しなければならない。

(事業広報等への協力)

第12条 助成金の交付を受けた団体は、実施した活動・取り組みの内容について本会へ情報提供するとともに、本会からの求めに応じ、THANKS（サンクス）運動や基金の広報活動に協力するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に必要な事項は、本会会長が定

める。

附 則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。